

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて、5人の被害者を返した。しかし、そのとき以降、5人の被害者の家族の帰還以外、全く進展はない。北朝鮮の地で、我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実である。平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

一方、新体制のもとで被害者の安全が侵される危険も予想され、事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもない。

拉致事件の発生から既に30年以上が経過しており、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、問題解決には一刻の猶予もなく、具体的な進展のないこの状態のまま、10年目の9月を迎えることは許されない。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、全精力を傾けて、すべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月28日

大 阪 府 茨 木 市 議 会